

三重県暴力団排除条例の施行



暴力団は、活動の原動力となる資金を獲得するため、資金獲得活動を巧妙化、多様化させています。こうした暴力団の活動に対し、三重県では、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動を発展させることを目的とした暴力団排除条例が制定され、平成23年4月1日、施行されました。

伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町においても各市町に応じた暴力団排除条例が制定され、4月1日に施行されました。

条例では

●青少年の健全な育成を図るための措置 ●暴力団員への利益供与の禁止
を大きな柱とした、暴力団を孤立化させるための施策が規定されました。
「暴力団を容認しない三重県」、「暴力団にNOと言える三重県」
を実現していきましょう。

三重県暴力団排除条例の概要

1 総 則

- | | |
|-----------|--|
| 目 的 | 県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与 |
| 基 本 理 念 | 暴力団追放三ない運動の理念を基本として、県、県民及び事業者等が連携及び協力の下、暴力団排除を推進 |
| 県 の 責 務 | 暴力団排除に関する施策の推進及び暴力団排除のための活動に対する必要な支援並びに安全確保 |
| 県 民 の 責 務 | 暴力団排除に関する自主的な取組み、及び県が実施する暴力団排除に関する施策への協力等 |
| 事業者の責務 | 暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策への協力等 |

2 暴力団排除に関する県の基本的施策等

推進体制の整備等

関係行政機関及び関係団体と連携し、暴力団排除のための推進体制を整備

不当要求行為に対する措置

暴力団員等からの不当要求行為があった場合の適正かつ円滑な職務の執行を確保するための必要な措置

県の事務及び事業における措置

公共工事その他の県の事務又は事業から暴力団員又は密接関係者を排除するための必要な措置

公の施設の使用における制限

暴力団を利することとなる公の施設の利用に対する不許可又は取り消し

訴訟に対する支援

暴力団員等に係る訴訟に関する情報の提供その他の必要な支援

暴力団からの離脱の促進

財団法人暴力追放三重県民センター等と連携した暴力団からの離脱促進、社会復帰の援助

その他 広報啓発活動、市町への協力

3 暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置

警察による保護措置

暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対する保護措置

4 青少年の健全な育成を図るための措置

青少年に対する教育等

青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪被害を受けないようにするための教育の推進

暴力団員の青少年に対する行為の禁止

正当な理由なく、自己が活動の拠点とする暴力団事務所へ青少年を立ち入らせることの禁止

公安委員会の調査・命令 → 命令違反 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

暴力団事務所の開設・運営

学校、図書館、児童福祉施設等の周囲200メートルの区域内における新規開設・運営の禁止

公安委員会の調査・命令 → 命令違反 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

5 暴力団員等に対する利益供与の禁止等

① 暴力団の威力を利用する目的で金品等を供与すること

公安委員会の調査・勧告・公表

② 暴力団の威力を利用したことに関し、金品等を供与すること

公安委員会の調査・勧告・公表

③ 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない金品等を供与すること

公安委員会の調査・勧告・公表

④ 暴力団の活動を助長し、又は運営に資することを知りつつ、金品等を供与すること

6 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止

暴力団員等が情を知って事業者から上記5①②③の規定に違反し、金品等の供与を受けること
公安委員会の調査・勧告・公表

7 不動産の譲渡等をしようとする者等の講ずべき措置等

暴力団事務所の用に供されることを知って不動産の譲渡、賃貸の契約を行うことを禁止
(代理又は媒介を含む)
公安委員会の調査・勧告・公表

8 特定事業者における暴力団排除への取組

飲食店事業者等からの暴力団排除対策

みかじめ料、用心棒代等の要求を拒否する対策の推進

旅館事業者等からの暴力団排除対策

暴力団を利することとなることを知って多人数を収容できる客間、会議場、集会場その他これらに類する施設を使用させることを禁止

公安委員会の調査・勧告・公表

暴力に関するご相談は

「警察署」・「交番」・「駐在所」でお受けするほか、「警察本部」に暴力相談電話
059-228-8704 (ハナレヨ) を開設しています。



暴力追放

また、「暴力追放三重県民センター」においても
フリーダイヤル**0120-31-8930** (ヤクザゼロ)
を開設しています。

伊勢警察署刑事第二課 (暴力犯係)

フリーダイヤル**0120-88-7867** (暴力相談電話)
を開設しています。



平成23年7月5日(火)午後2時00分から、伊勢シティホテル2階白鳳の間において暴力追放部会議を開催しました。公務のため欠席した中村部会長に代わって清水副部会長が議長を務め、「平成22年度事業報告」「平成22年度歳入歳出決算報告」を審議し、満場一致で採択された後、本年は役員の改正の年であり、「役員の改正について」審議し、部会規程第7条第1項後段の「再任を妨げない」との規定により、「再任をお願いしたい」という事務局の案が満場一致で採択され、続いて「平成23年度事業計画」(案)「平成23年度歳入歳出予算」(案)を審議し満場一致で採択されて部会議を終わりました。平成23年度も中村部会長を中心に、採択された「平成23年度事業計画」にもとづいて活動を行ってまいりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。